

GX推進ならびに使用済燃料対策 に関する取組について

2023年6月
資源エネルギー庁

(1) GX推進の取組

エネルギーミックス ～エネルギー政策の大原則 S+3E～

<S+3Eの大原則>

安全性(Safety)



安定供給 (Energy Security)

自給率：30%程度
(旧ミックスでは概ね25%程度)

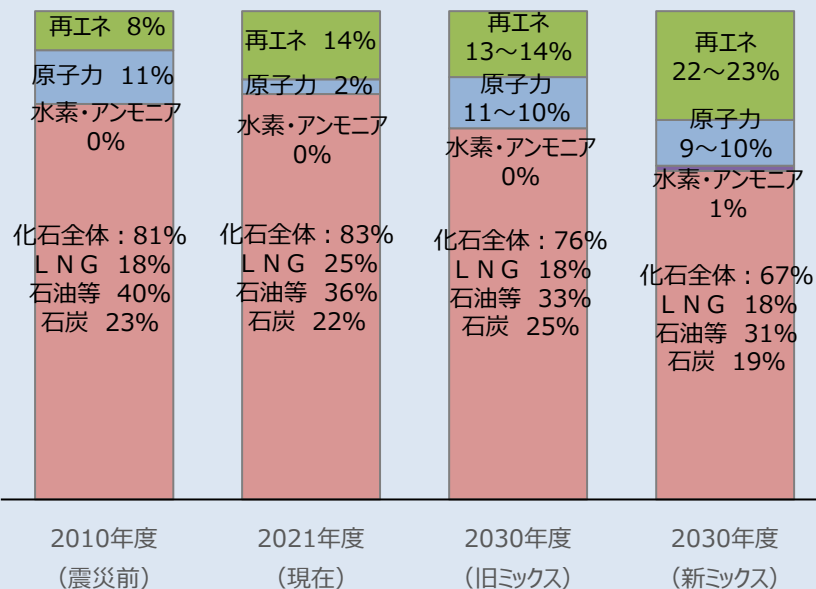
経済効率性 (Economic Efficiency)

電力コスト：8.6～8.8兆円程度
(旧ミックスでは9.2～9.5兆円程度)

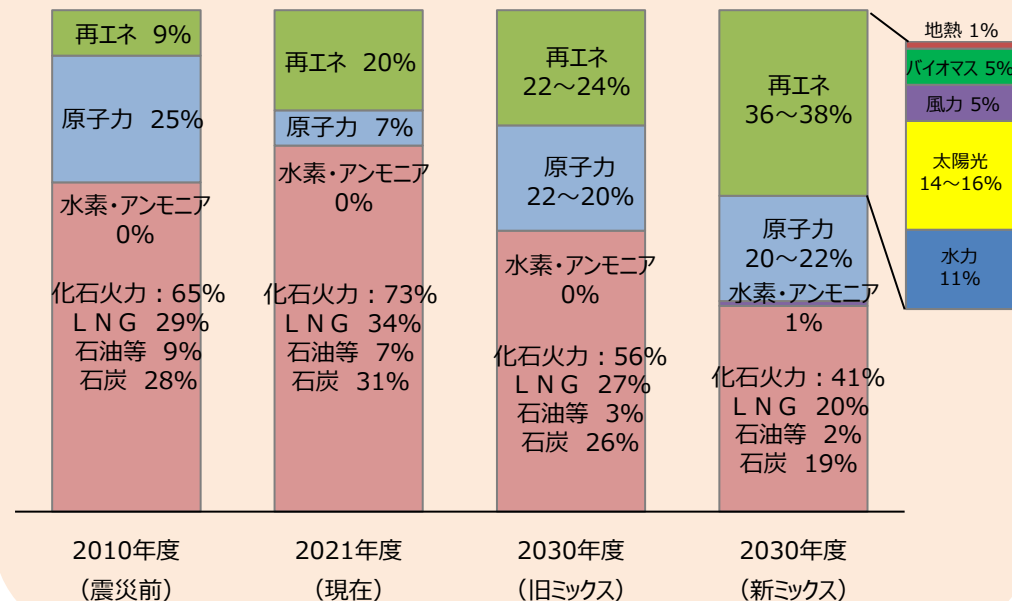
環境適合 (Environment)

エネルギー起源CO2 45%削減
(旧ミックスでは25%削減)

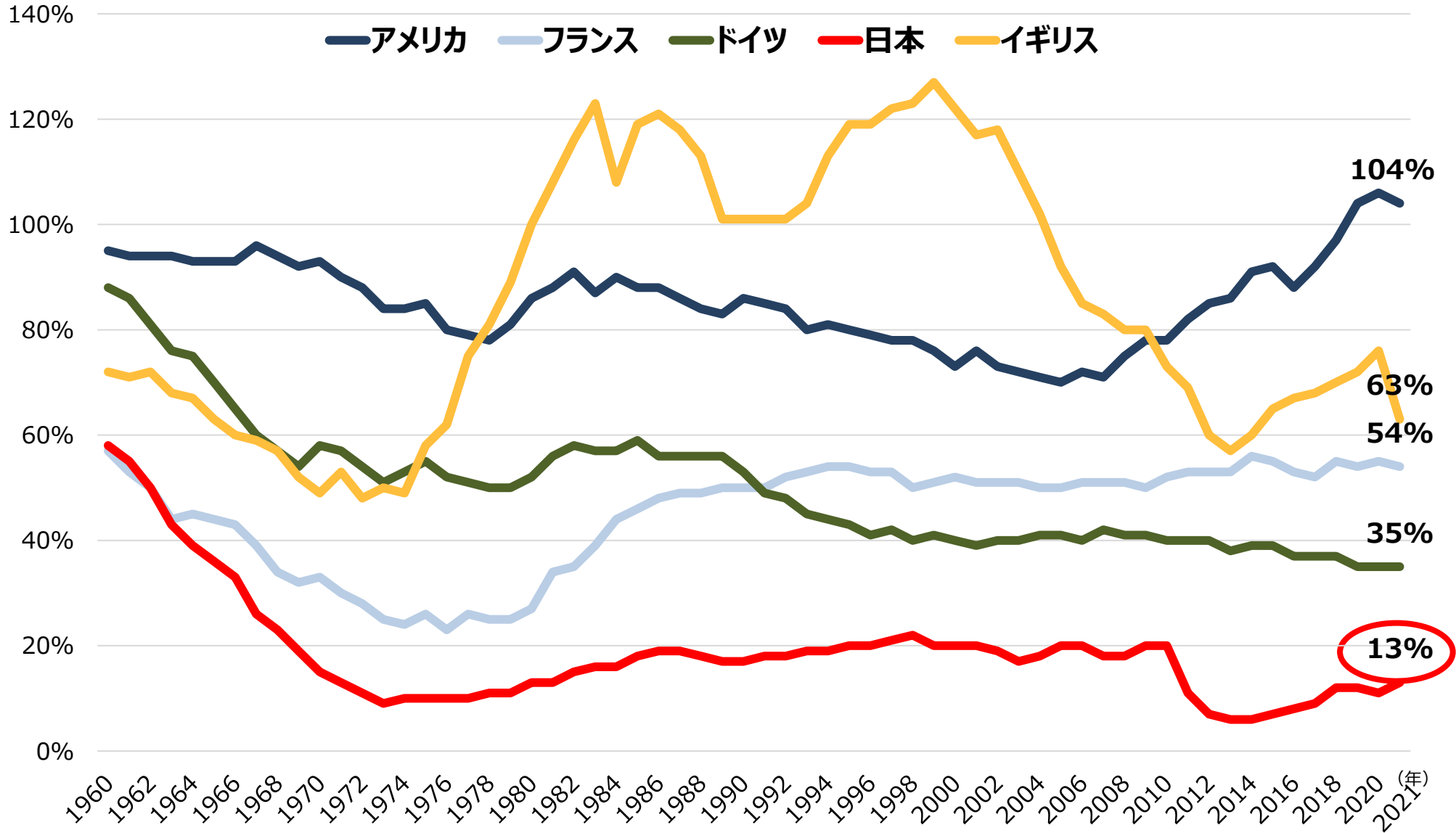
一次エネルギー供給



電源構成



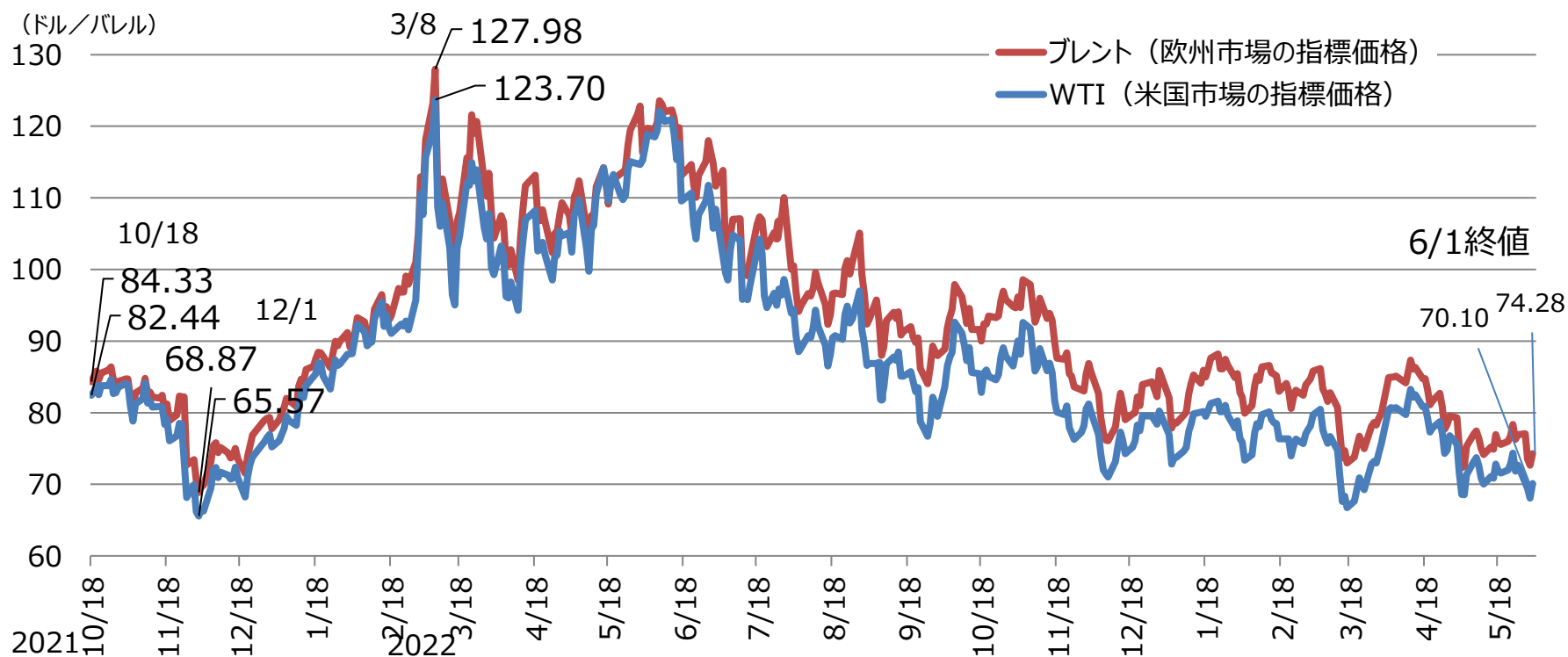
主要国のエネルギー自給率の推移



最近の原油価格動向

- 2022年3月7日には一時的に130ドルを突破。その後、現在は80ドル/バレル付近を推移。
- OPECプラス閣僚会合では、2022年11月からは日量200万バレルを減産し、2023年1月以降も現状方針維持を決定。
- 4月3日のOPECプラス合同閣僚監視委員会では、日量200万バレルの減産に加えて、主要産油国による日量166万バレルの自主減産を決定。しかし、米国の景気後退懸念等により、6月1日終値はブレントで74.28ドルと3月31日終値より約6ドル下落。

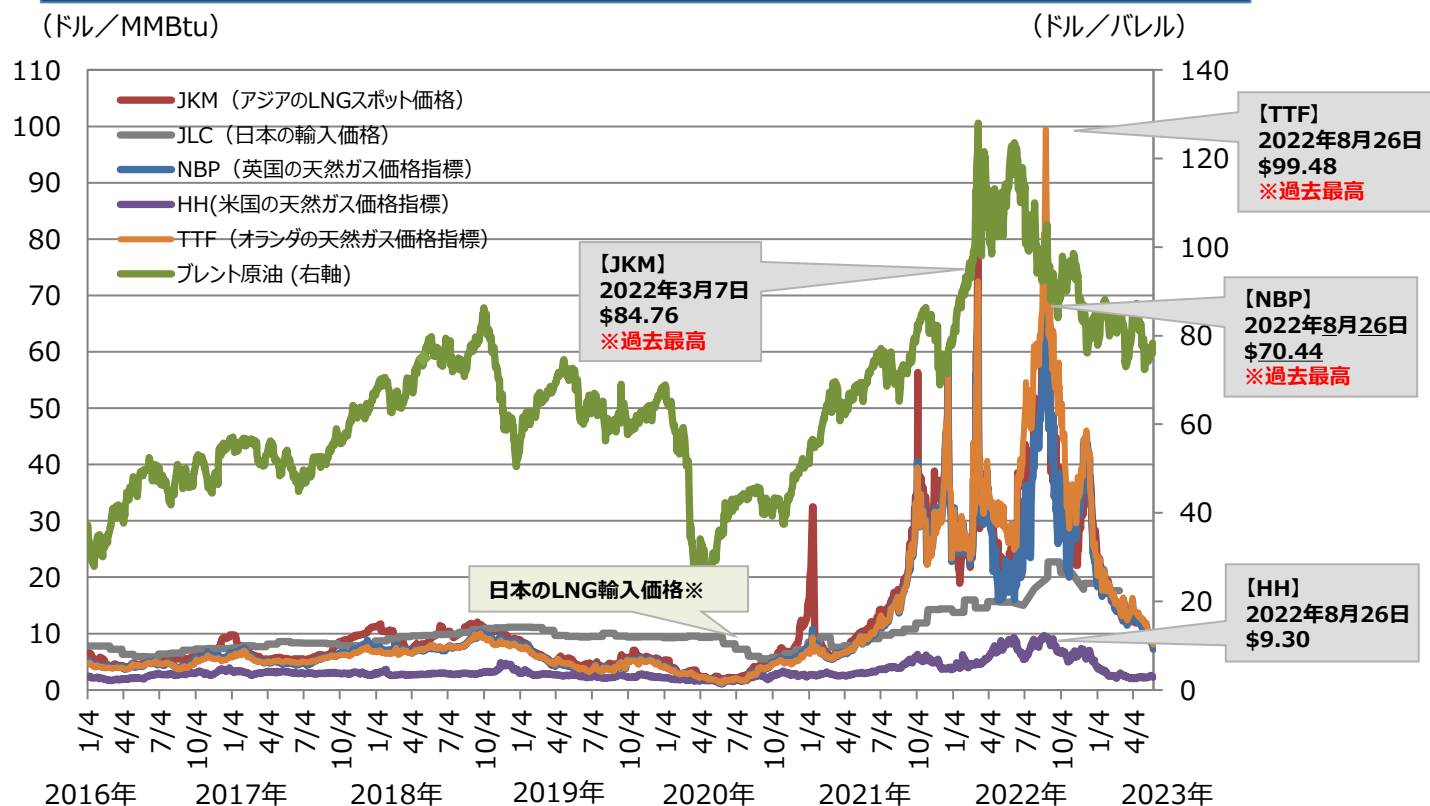
2021年後半からの原油価格の動向



最近の天然ガス価格動向

- ロシアのウクライナ侵攻前の2021年の秋頃から、特に欧州において、再エネを補完する資源として、LNG・天然ガスの需要が伸びており、価格が高騰。また、昨年2月からのウクライナ危機により、ロシアから欧州へのパイプラインによるガス供給が減少したことなどから、価格が急騰（欧州価格（TTF）は昨夏最高値）。
- 欧州は、地理的に近接する米国のLNGの輸入を増やしていることから、米国の天然ガスの在庫の減少につながり、米国の天然ガス価格も高騰（14年ぶりの高値）。

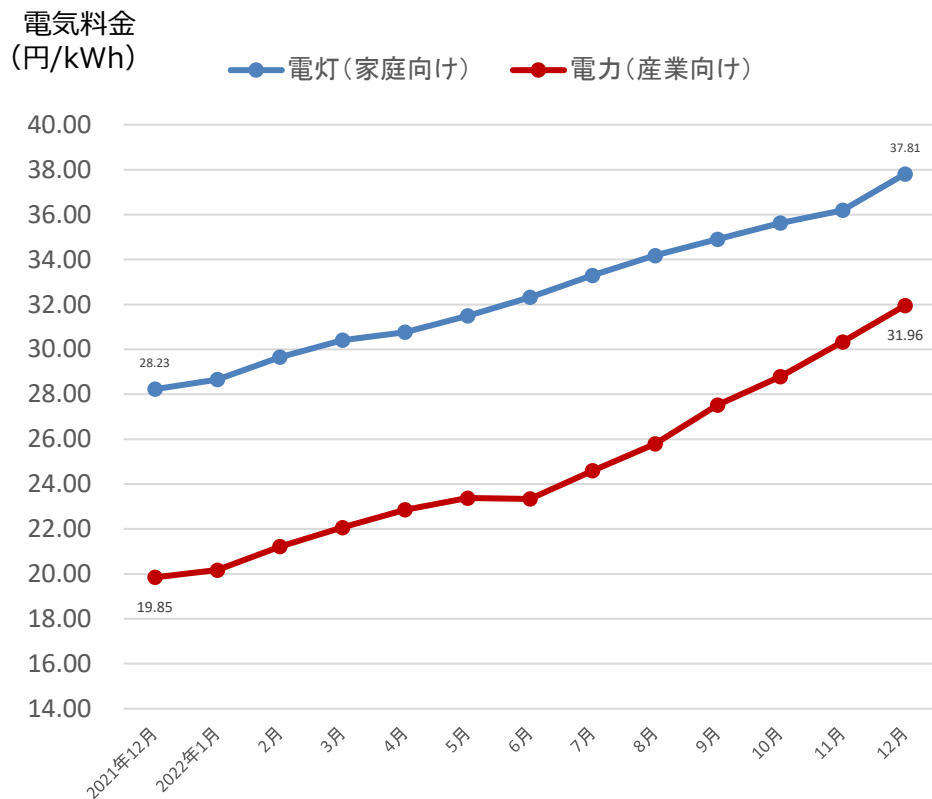
LNG・天然ガス価格の動向（過去7年間）



電気料金の推移等

- この1年間で、家庭向け料金は約3割、産業向け料金は約6割上昇。
- 卸市場価格は高騰後、20円/kWh以上で推移していたが、1月から4月にかけては下降気味で、現状は高騰前水準の10円/kWh以下で推移。
⇒ 市場価格の高騰により、一部の新電力は小売電気事業から撤退。

料金の推移



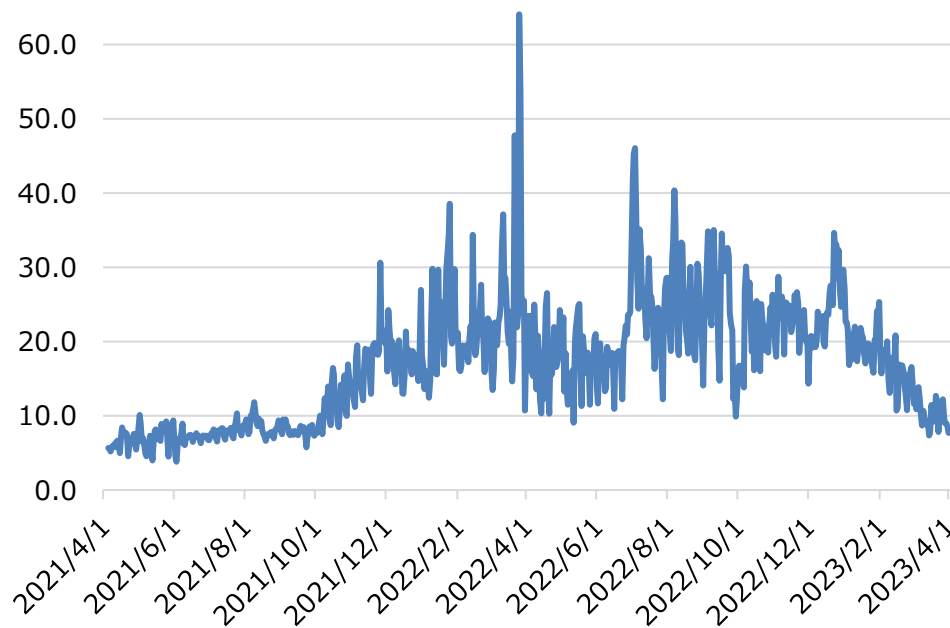
※消費税、再エネ賦課金を含む。
 ※電灯(家庭向け)は低圧電灯、電力(産業向け)は特別高圧・高圧・低圧電力。
 (出所) 電力取引報より作成

卸市場価格の推移※1

(/kWh)	5月	6月	7月	8月	9月	10月
平均	16.9円	21.3円	24.8円	25.5円	24.0円	22.1円

(/kWh)	11月	12月	1月	2月	3月	4月
平均	22.6円	25.0円	19.6円	15.1円	9.8円	7.7円

・高騰前は、8～9円/kWhで推移



※1 1日48コマの取引(30分単位)の1日ごとの平均。4月4日分まで。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

値引き単価

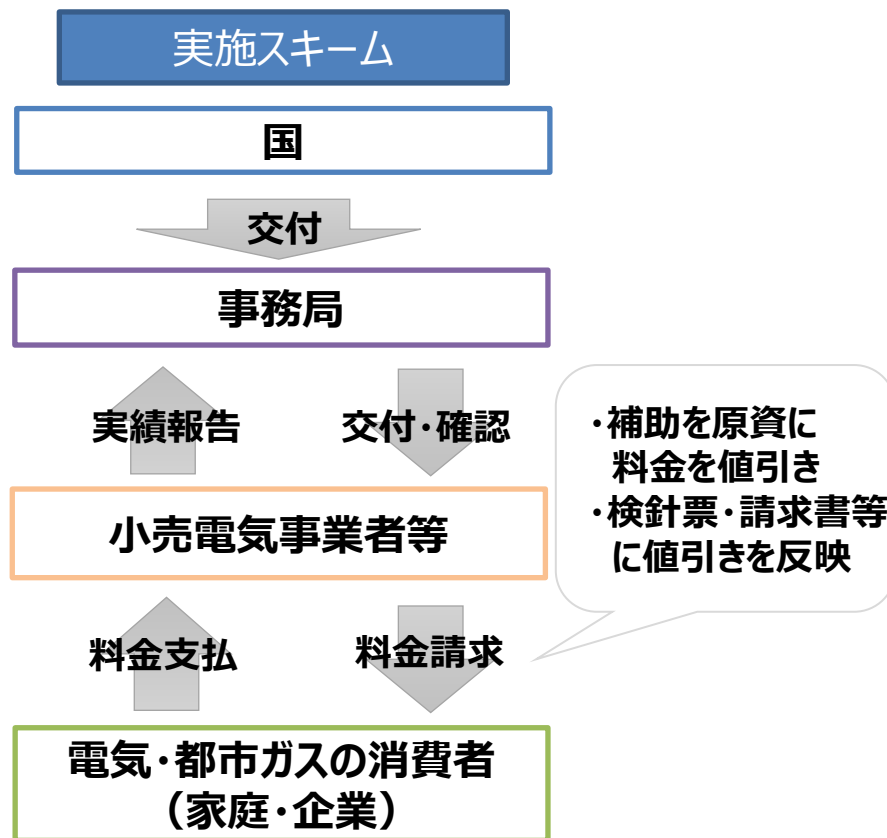
<電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）
高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

<都市ガス>

30円/m³（9月15円/m³）
※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

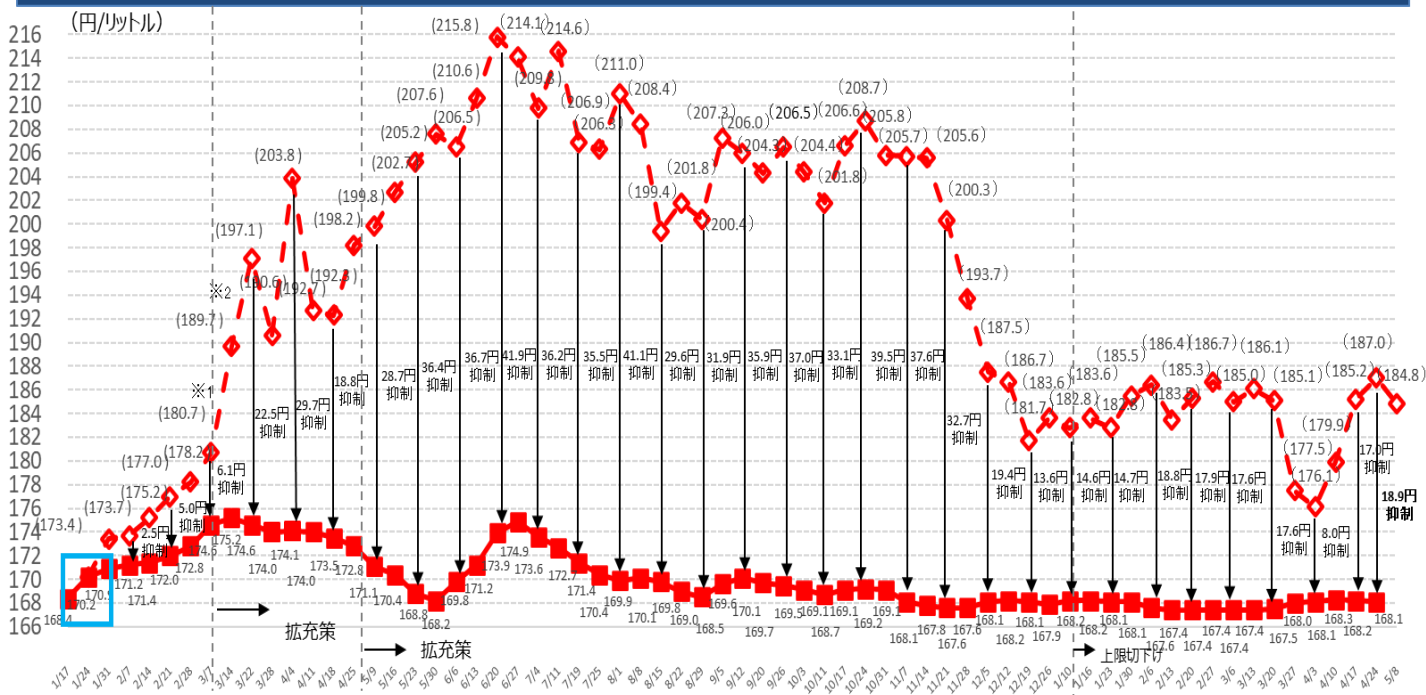
実施スキーム



燃料油価格激変緩和事業

- 燃料油価格の高騰に対しては、予備費・補正予算を活用し、基金を造成・積み増し。元売事業者等に十分な額が配られ、**本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑制**。
- 令和4年度補正予算において措置された約3兆円についても、一部交付決定済で、順次執行。
- **今年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講じる**。具体的には、**1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施**し、その後、6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化。

レギュラーガソリン・全国平均価格



実施スキーム



--- 補助がない場合のガソリン価格
 — 補助後のガソリン価格

標準的な家庭における電気料金の試算結果

- ウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰などを背景として、7社から約3割から5割の値上げの申請があったところ、経営効率化などの査定を実施し、値上げ幅を圧縮。
- 原子力発電所の再稼働が複数進んでいる関西電力、九州電力は料金改定を実施していない。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh	11,829円 30円/kWh	11,722円 29円/kWh	10,818円 27円/kWh	11,323円 28円/kWh	8,664円 22円/kWh	11,978円 30円/kWh	11,639円 29円/kWh	8,569円 21円/kWh	12,877円 32円/kWh
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

令和5年5月16日 西村経済産業大臣の閣議後記者会見

※「物価問題に関する関係閣僚会議」に関する冒頭発言部分抜粋

まず、先ほど物価問題に関する関係閣僚会議が行われまして、大手電力7社による電気の規制料金値上げに対する査定方針が了承されました。ウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰などを背景として、7社から約3割から5割の値上げの申請がございましたけれども、直近の燃料価格などを踏まえまして、原価などの再算定を行い、また、修繕費などの固定的な費用について、最大で23%の費用削減を求める経営効率化など、前例にとらわれず、極めて厳格な査定を行ったところであります。

査定後の標準的な家庭における電気料金の値上げ率は、北海道電力が21%、東北電力が24%、東京電力エナジーパートナーが14%、北陸電力が42%、中国電力が29%、四国電力が25%、沖縄電力が38%となります。さらに、23年度のFIT賦課金の低下分が、直近の燃料価格が更に低下をしておりますので、それを踏まえた燃料費調整額、それから、電気料金の激変緩和策を加味して試算を行いますと、7社中5社が値上げ申請前よりも低い料金水準になります。また、他の2社のうち、沖縄電力については、沖縄県が独自に電気料金の負担軽減のために、国からの支援分を含めて、総計104億円の予算を措置していると承知しておりますので、この活用がなされれば更に下がることになることが期待されます。また、北陸電力は43年ぶりの料金値上げであります（中略）、それから値上げした後も、今回値上げしている7社の中では最も低い料金水準となっているということでもあります。なお、御案内のとおり、**原発の再稼働が進んでおります関西電力、九州電力は今回料金改定を行っておりません。他の電力会社の電気料金よりも大幅に低い水準であります。**

また、ロシアによるウクライナ侵略前の2022年2月と比較してもですね、全社ほぼ同じ水準か、又はそれ以下の水準になります。今般、査定方針が了承されたことを踏まえまして、本日、申請7社に対して査定結果に基づく補正を指示し、必要な手続を経た上で速やかに認可を行う所存であります。（後略）

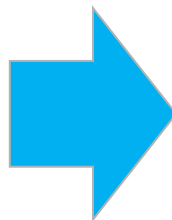
2023年度夏季の電力需給見通し（2023年5月末時点）

- 本年3月末時点では、7月の東京エリアの予備率は3.0%となるなど厳しい見通しであったため、東京エリアを対象に追加供給力公募（kW公募）を実施。
- こうした対策や、至近で生じた供給力の変化を踏まえたこの夏の電力需給見通しは、10年に一度の厳しい暑さを想定した電力需要に対し、西日本エリアを中心に概ね10%程度の予備率を確保しているものの、東京エリアにおいては、7月の予備率が3.1%と引き続き厳しい見込み。

厳気象H1需要に対する予備率

<3月末時点※>

	7月	8月	9月
北海道	8.6%	10.9%	20.0%
東北	8.6%	10.9%	19.3%
東京	3.0%	3.9%	5.3%
中部	11.7%	13.6%	11.4%
北陸			12.9%
関西			
中国		14.4%	
四国		13.6%	18.5%
九州	22.3%	18.7%	21.6%
沖縄	22.3%	18.7%	21.6%



<現時点>

	7月	8月	9月
北海道	5.2%	7.6%	15.8%
東北	5.2%	7.6%	15.8%
東京	3.1%	4.8%	5.3%
中部	9.8%	11.7%	7.8%
北陸		11.9%	11.3%
関西			
中国		14.4%	
四国		11.2%	14.4%
九州	9.8%	11.9%	18.5%
沖縄	22.3%	18.7%	21.6%

原子力というものが我が国にとって必要なものなのかどうかという御趣旨の御質問かと思いますが、我が国は、まず、多くの資源を輸入に頼っています。現実として、世界最低水準のエネルギー自給率であるという指摘がある、これが我が国の置かれている立場であります。

そして今、世界的なエネルギー危機が生じています。その中において、他国も同じであります、エネルギー安定供給と脱炭素、これをいかに両立するか、これが大きな国家的な課題となっています。

我が国のエネルギー自給率を考えると、あらゆる選択肢、これを追求することによって、エネルギー安定供給と脱炭素、この両立を図っていかなければならない、これが我が国の立場であります。その選択肢の一つとして、原子力、低炭素の準国産エネルギーとして、これは我が国にとりまして重要な取組であると認識をしております。

「危機克服」と「GX推進」

グローバル

- ロシアによるウクライナ侵略に起因する「石油・ガス市場攪乱」
- エネルギーをめぐる世界の「断層的変動」
⇒ 構造的かつ周期的に起こり得る「安保直結型エネルギー危機」の時代へ



日本

- エネルギー政策の遅滞
⇒電力自由化の下での事業環境整備、再エネ大量導入のための系統整備、原子力発電所再稼働 などの遅れ



現状

対応

- まず、「足元の危機」を「施策の総動員」で克服
- 並行して、「不安定化する化石エネルギーへの過度の依存が安保・経済両面での国家リスクに直結」「2050年CN、2030年▲46%目標達成にもGXは不可欠」との認識の下で、GXを前倒し・加速化
- 「GXの前倒し・加速化」（第3回以降で議論）
 - ①産業転換 ⇒成長志向型カーボンプライシング と 支援・規制一体での早期導入
 - ②グローバル戦略 ⇒アジア大での「トランジション投資（GX移行投資）」の拡大 など
- 「エネルギー政策の遅滞」解消のために政治決断が求められる事項
 - ①再エネ ⇒送電インフラ投資の前倒し、地元理解のための規律強化
 - ②原子力 ⇒再稼働への関係者の総力の結集、安全第一での運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設の検討、再処理・廃炉・最終処分のプロセス加速化

など

「足元の危機」を「施策の総動員」で

1. 「足元の危機」を「施策の総動員」で克服（足元2～3年程度の対応）

資源確保

- LNG確保に必要となる新たな制度的枠組（事業者間の融通枠組等）の創設
- アジアLNGセキュリティ強化策、増産の働きかけ 等

→世界の争奪戦激化

電力・ガス／再エネ

- 休止火力含めた電源追加公募・稼働加速
- 再エネ出力安定化
- 危機対応の事前検討 等

→脱炭素の流れを背景とする火力の投資不足（＝供給力不足）

需給緩和

- 対価型ディマンド・レスポンスの拡大
- 節電／家電・住宅等の省エネ化支援 等

→過度な対応は経済に影響

原子力

- 再稼働済10基のうち、最大9基の稼働確保に向け工事短縮努力、定検スケジュール調整 等

- 設置変更許可済7基（東日本含む）の再稼働に向け国が前面に立った対応（安全向上への組織改革） 等

→国民理解、安全確保、バックエンド

● 今冬の停電を回避

- 国富の流出回避（原子力17基稼働により約1.6兆円を回避）
- エネルギー安全保障の確保

* 国富流出回避額は、原子力発電1基で天然ガス輸入を約100万トン代替すると仮定し、今年の平均輸入単価を用いて機械的に算出

「遅滞解消のための政治決断」

2. 「エネルギー政策の遅滞」解消のための政治決断

再エネ

- 全国規模での**系統強化**や**海底直流送電**の計画策定・実施
- **定置用蓄電池**の導入加速
- **洋上風力**など大量導入が可能な電源の推進
- **事業規律強化**に向けた制度的措置等の検討

原子力

- **再稼働への関係者の総力の結集**
- **安全確保を大前提とした運転期間の延長**など既設原発の最大限活用
- **新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉**の開発・建設
- **再処理・廃炉・最終処分**のプロセス加速化等の検討

電力・ガス

- **電力システム**が安定供給に資するものとなるよう制度全体の再点検
- **安定供給の維持**や**脱炭素**の推進を進める上で**重要性の高い電源の明確化**
- **必要なファイナンス確保**への制度的対応等の検討

資源確保

- 上中流開発・LNG確保等を含む**サプライチェーン**全体の強靱化等の検討

需給緩和

- 産業界における規制／支援一体での**省エネ投資・非化石化**の抜本推進等の検討

GX実現に向けた基本方針の概要

背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加(GDPベースで9割以上)し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。
- ✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する(下線部分が法案で措置する部分)。

(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- 改正省エネ法に基づき、主要5業種(鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業)に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

②再エネの主力電源化

- 2030年度の再エネ比率36~38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の社会実装化。

③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

④その他の重要事項

- 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。
- 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
- サハリン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では權益を維持。
- 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。
- その他、カーボンリサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- 昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行。

①GX経済移行債を活用した先行投資支援

- 長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す)、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- 成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
- 直ちに導入するだけでなく、GXに取り組み期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入(低い負担から導入し、徐々に引上げ)する方針を予め示す。
⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者インセンティブが付与される仕組みを創設。

<具体例>

- (i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度~】
- (ii) 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」*を段階的に導入【2033年度~】
* CO₂排出に応じて一定の負担金を支払うもの
- (iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度~】
※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

③新たな金融手法の活用

- GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施。
- トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。

④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。
- リスキング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。
- 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
- 事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。

(3) 進捗評価と必要な見直し

- GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的実施し、必要な見直しを効果的に行っていく。
- これらのうち、法制上の措置が必要なものを第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。

「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日 閣議決定）

※原子力関係部分抜粋

3) 原子力の活用

原子力は、その活用の大前提として、国・事業者は、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を一時たりとも忘れることなく、「安全神話からの脱却」を不断に問い直し、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上、事業者の運営・組織体制の改革、**地域の実情を踏まえた自治体等の支援や避難道の整備など 防災対策の不断の改善等による立地地域との共生、国民各層とのコミュニケーションの深化・充実等に、国が前面に立って取り組む。**

その上で、CO₂を排出せず、出力が安定的であり自律性が高いという特徴を有する原子力は、安定供給とカーボンニュートラルの実現の両立に向け、エネルギー基本計画に定められている2030年度電源構成に占める原子力比率20~22%の確実な達成に向けて、いかなる事情より安全性を優先し、原子力規制委員会による安全審査に合格し、かつ、**地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。**

エネルギー基本計画を踏まえて原子力を活用していくため、**原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。**そして、**地域の理解確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。**あわせて、安全性向上等の取組に向けた必要な事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成、サプライチェーン維持・強化に対する支援を拡充する。また、同志国との国際連携を通じた研究開発推進、強靱なサプライチェーン構築、原子力安全・核セキュリティ確保にも取り組む。

既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、現行制度と同様に、「運転期間は40年、延長を認める期間は20年」との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。

あわせて、**六ヶ所再処理工場の竣工目標実現などの核燃料サイクル推進**、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備を進めるとともに、最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けを抜本強化するため、文献調査受入れ自治体等に対する国を挙げての支援体制の構築、実施主体である原子力発電環境整備機構(NUMO)の体制強化、国と関係自治体との協議の場の設置、関心地域への国からの段階的な申入れ等の具体化を進める。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律【GX推進法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定。

（1）GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

（2）GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

（4）GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。
（GX推進機構の業務）【第54条】
 - ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
 - ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
 - ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）

（3）成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）

① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】

② 排出量取引制度

- 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
- 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

（5）進捗評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

規制・支援一体型促進策の政府支援イメージ

- 各分野が持つ事業リスクや事業環境に応じて、適切な規制・支援を一体的に措置することで、民間企業の投資を引き出し、150兆円超の官民投資を目指す。
- 世界規模のGX投資競争が展開される中、我が国は、諸外国における投資支援の動向やこれまでの支援の実績なども踏まえつつ、必要十分な規模・期間の政府支援を行う。20兆円規模の支援については、今後具体的な事業内容の進捗などを踏まえて必要な見直しを行う。

今後10年間の政府支援額 イメージ

約20兆円規模

非化石エネルギーの推進

約6~8兆円

イメージ

水素・アンモニアの需要拡大支援
再エネなど新技術の研究開発
など

需給一体での産業構造転換・抜本的な省エネの推進

約9~12兆円

イメージ

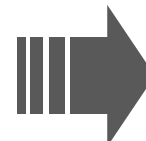
製造業の構造改革・収益性向上を実現する省エネ・原/燃料転換
抜本的な省エネを実現する全国規模の国内需要対策
新技術の研究開発
など

資源循環・炭素固定技術など

約2~4兆円

イメージ

新技術の研究開発・社会実装
など



規制等と一体的に引き出す

今後10年間の官民投資額全体

150兆円超

約60兆円~

再生可能エネルギーの大量導入
原子力（革新炉等の研究開発）
水素・アンモニア 等

約80兆円~

製造業の省エネ・燃料転換
（例、鉄鋼・化学・セメント・紙・自動車）
脱炭素目的のデジタル投資

蓄電池産業の確立
船舶・航空機産業の構造転換
次世代自動車

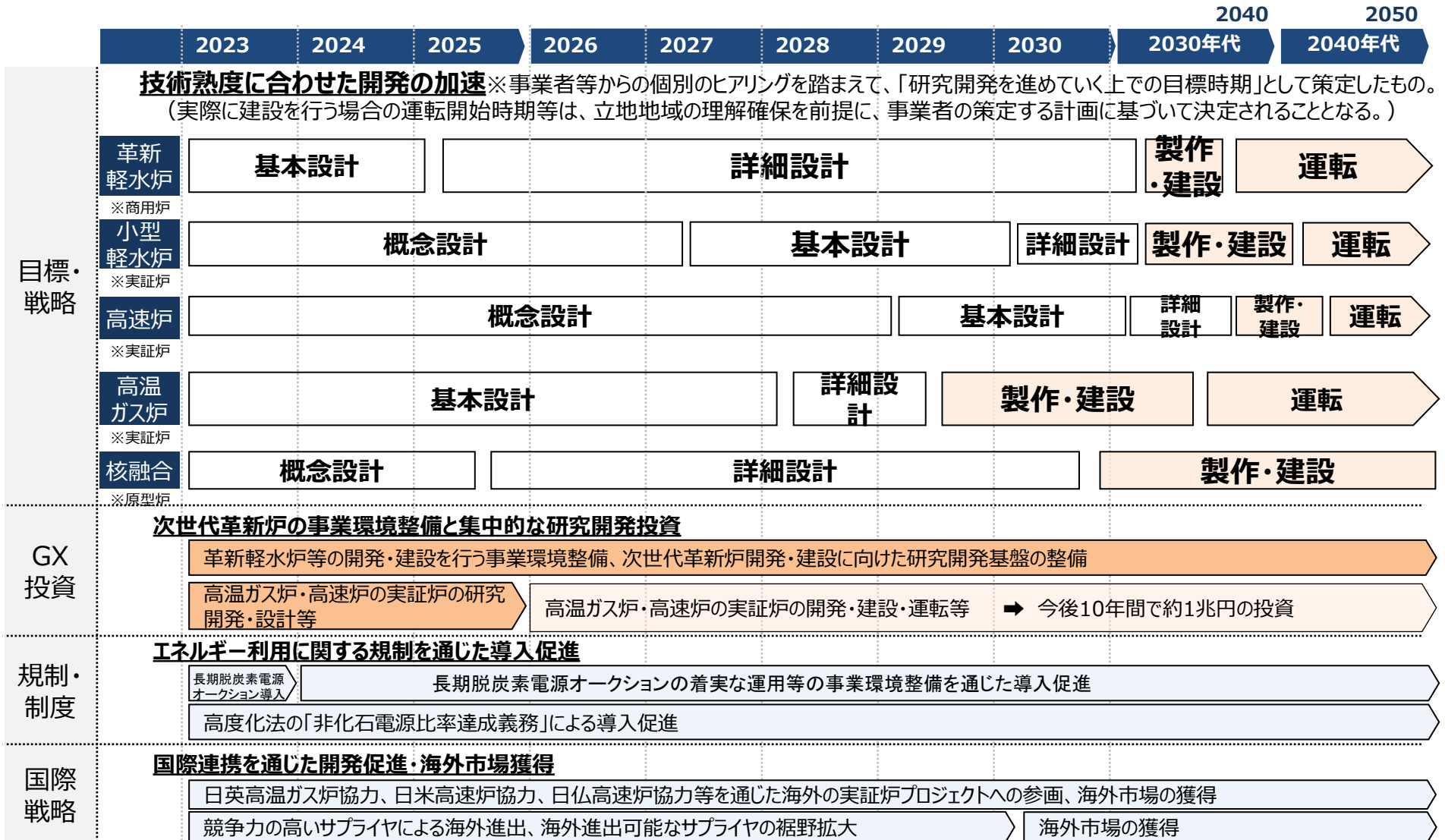
住宅・建築物 等

約10兆円~

資源循環産業
バイオものづくり
CCS 等

【今後の道行き】 事例16：次世代革新炉

- 安全性の確保を大前提として、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。



脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための 電気事業法等^(※)の一部を改正する法律【GX脱炭素電源法】の概要

※電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理法）

背景・法律の概要

- ✓ **ロシアのウクライナ侵略**に起因する**国際エネルギー市場の混乱**や国内における**電力需給ひっ迫等への対応**に加え、**グリーン・トランスフォーメーション（GX）**が求められる中、**脱炭素電源の利用促進**を図りつつ、**電気の安定供給を確保するための制度整備が必要**。
- ✓ 本年2月10日（金）に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)**地域と共生した再エネの最大限の導入促進**、(2)**安全確保を大前提とした原子力の活用**に向け、所要の関連法を改正。

（１）地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援

（電気事業法、再エネ特措法）

- ① **再エネ導入に資する系統整備のための環境整備（電気事業法・再エネ特措法）**
 - 電気の安定供給の確保の観点から**特に重要な送電線の整備計画を、経済産業大臣が認定**する制度を新設【電気事業法第28条の49】
 - 認定を受けた整備計画のうち、**再エネの利用の促進に資するもの**については、従来の運転開始後に加え、**工事に着手した段階から系統交付金（再エネ賦課金）を交付**【再エネ特措法第28条の2】
 - **電力広域的運営推進機関の業務**に、認定を受けた**整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加**【電気事業法第28条の40】
- ② **既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進（再エネ特措法）**
 - 太陽光発電設備に係る早期の**追加投資（更新・増設）を促す**ため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、**追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度**を新設【第10条の2】
- ③ **地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（再エネ特措法）**
 - **関係法令等の違反事業者**に、FIT/FIPの国民負担による**支援を一時留保する措置**を導入【第15条の6】
違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、**事業者の早期改善を促進**する一方、**違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令**を新たに措置【第15条の9、第15条の11】
 - **認定要件**として、事業内容を**周辺地域に対して事前周知**することを追加（事業譲渡にも適用）【第9条、第10条】
 - **委託先事業者に対する監督義務**を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底【第10条の3】

※1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関わる許認可（林地開発許可等）については、認定申請前の取得を求める等の対応も省令で措置。

（２）安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進

（原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法）

- ① **原子力発電の利用に係る原則の明確化（原子力基本法）**
 - **安全を最優先**とすること、**原子力利用の価値を明確化**（安定供給、GXへの貢献等）【第2条、第2条の2】
 - 国・事業者の**責務の明確化**（廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等）【第2条の2、第2条の4】
- ② **高経年化した原子炉に対する規制の厳格化（炉規法）**
 - 原子力事業者に対して、①**運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価**を行うこと、②その結果に基づき**長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可**を受けることを新たに法律で義務付け【第43条の3の32】
- ③ **原子力発電の運転期間に関する規律の整備（電気事業法）**
 - **運転期間は40年**とし、i)安定供給確保、ii)GXへの貢献、iii)**自主的安全性向上や防災対策**の不断の改善 について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める【第27条の29の2】
 - **延長期間は20年**を基礎として、原子力事業者が**予見し難い事由**（安全規制に係る**制度・運用の変更、仮処分命令**等）による**停止期間（α）を考慮した期間**に限定する **※原子力規制委員会による安全性確認が大前提**【第27条の29の2】
- ④ **円滑かつ着実な廃炉の推進（再処理法）**
 - 今後の廃炉の本格化に対応するため、**使用済燃料再処理機構（NuRO^(※)）**にi)全国の廃炉の総合的調整、ii)研究開発や設備調達等の共同実施、iii)廃炉に必要な資金管理 等の**業務を追加**【第49条】
（※） Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略
 - **原子力事業者**に対して、NuROへの**廃炉拠出金の拠出を義務付ける**【第11条】

※2 炉規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

※3 再処理法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。

主な規定事項【原子力基本法】

原子力基本法

<基本方針>

- 安全神話に陥り、事故を防止できなかったことを真摯に反省。
- 原子力事故の発生を常に想定し、その防止に向けて最大限努力。

<国の責務>

- 原子力発電が、①電気の安定供給の確保、②脱炭素社会の実現、③エネルギー供給の自律性向上に資するよう、必要な措置を講じる。
- 安全性の確保を前提に、原子力事故の防止に万全の措置を講じ、国民からの信頼確保、立地地域の課題解決に向けた取組を推進する。

<基本的施策>

- 原子力発電の適切な活用に向けて、安全性の確保を前提に、以下の措置をはじめとする必要な措置を講じる。
 - 技術の維持・開発、人材の育成・確保等
 - 原子力に関する研究開発推進やこれらの成果の円滑な実用化
 - 適切な安全対策投資等を確保するための安定的な事業環境整備
 - 再処理、使用済燃料対策、廃炉の円滑かつ着実な実施
 - 最終処分の円滑かつ着実な実施

<事業者の責務>

- 安全性向上を図る態勢や防災態勢を充実強化する。
- 立地地域等が行う地域振興の取組等に協力する。

<運転期間に係る規制>

- 運転期間に係る規制は、電気の安定供給確保等のため、原子力の安定的な利用を図る観点から措置。

電気事業法

- 利用政策の観点から運転期間の規定を新設

原子炉等規制法

- 電気事業法の改正に対応し、運転期間の規定を削除
- 高経年化炉の安全規制を強化

再処理等拠出金法

- 円滑かつ着実な廃炉の推進に向けた制度整備

原子力基本法の改正について

※以下の条項を新設し、国・事業者の責務を明確化

(国の責務)

第二条の二

国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自立性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

2

国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域及び電力の大消費地である都市の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解と協力を得るために必要な取組並びに地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

第二条の三

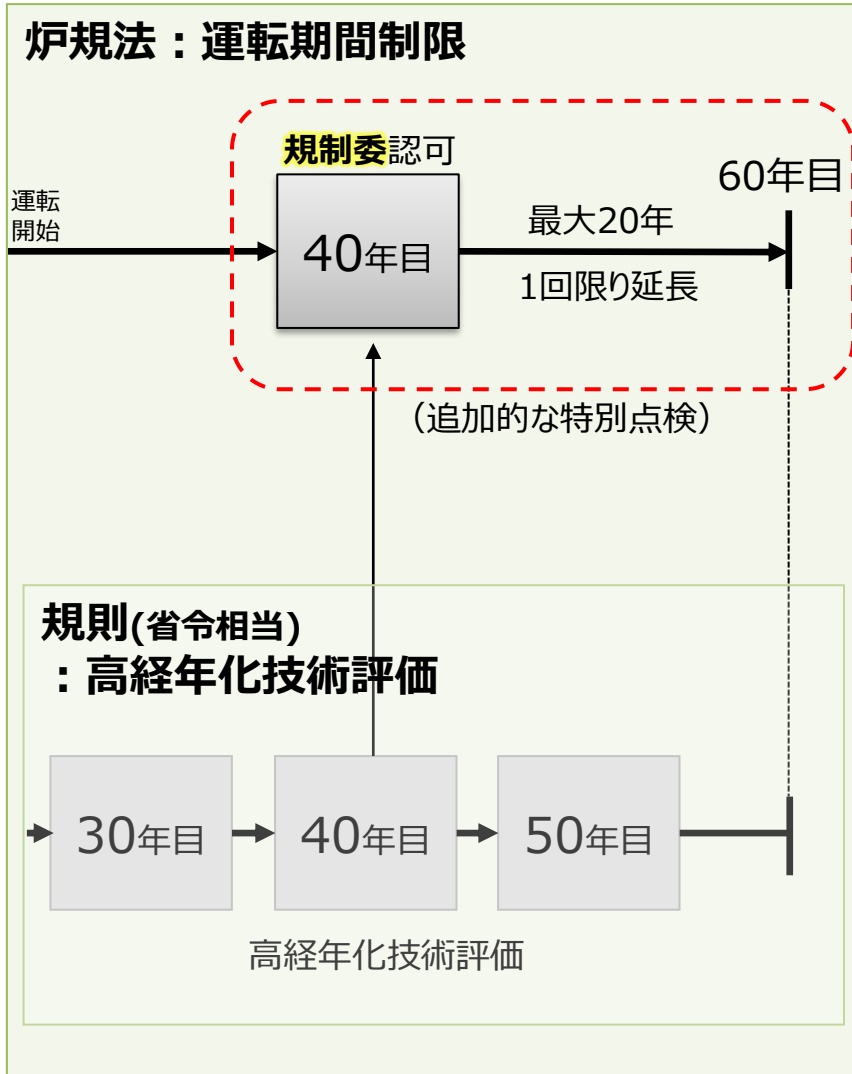
国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な措置を講ずるものとする。

四

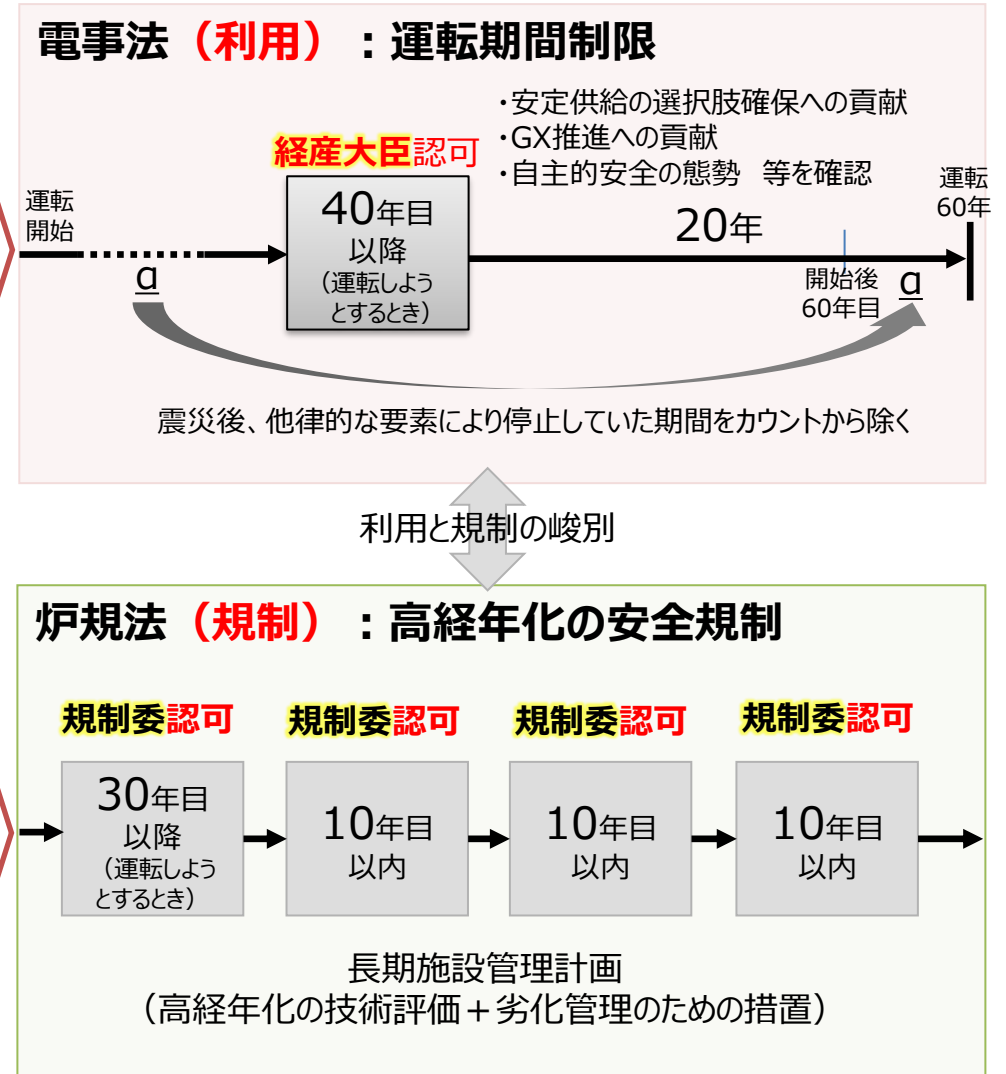
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第二条第四項に規定する再処理等、同条第一項に規定する使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策

運転期間と高経年化炉に係る規制のイメージ【電気事業法・炉規法】

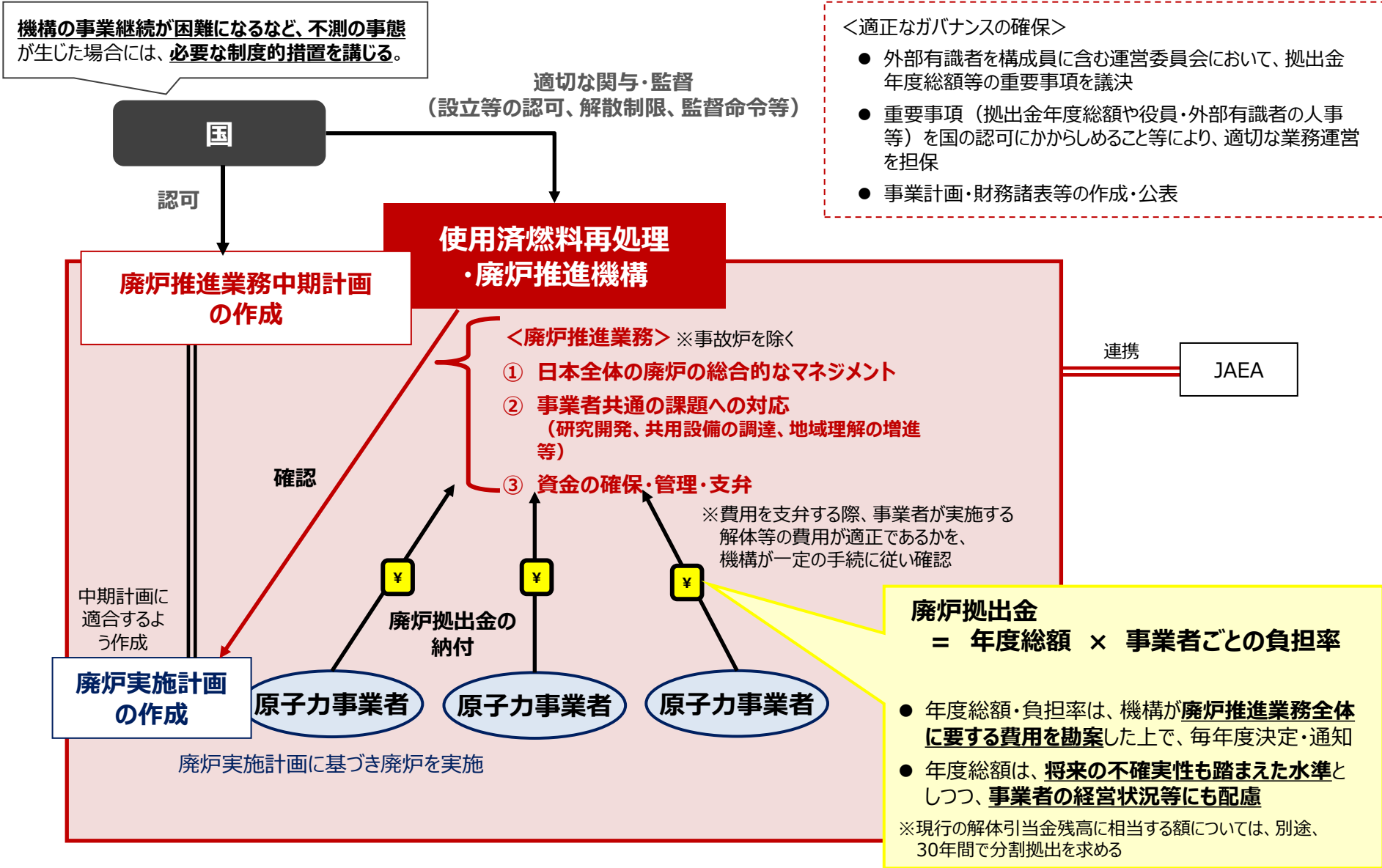
<現行>



<新制度>



円滑かつ着実な廃炉の推進【再処理法】

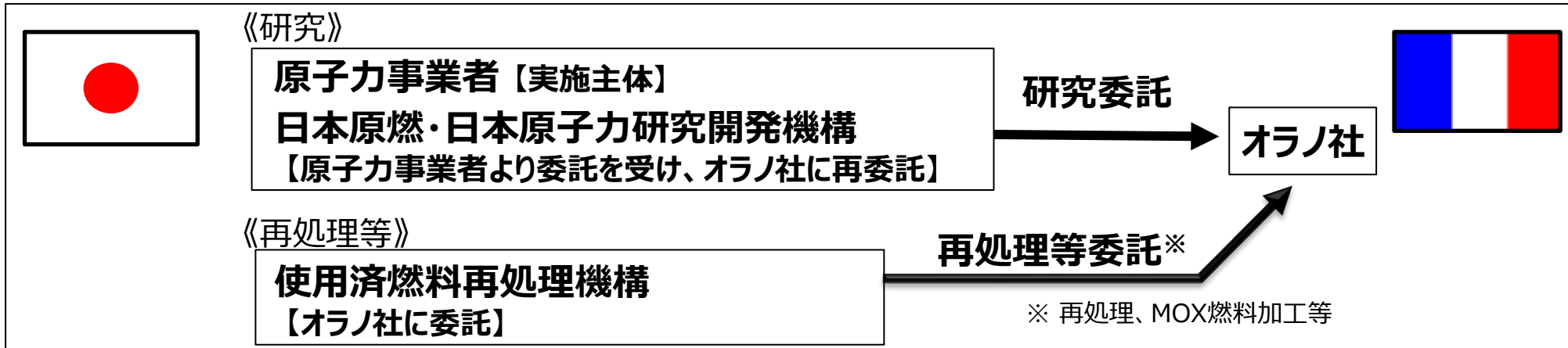


(2) 使用済燃料対策の取組

使用済MOX燃料の再処理研究／関西電力の使用済燃料の県外搬出

- ✓ 5月3日（水）：日仏大臣による共同声明
 - 「核燃料サイクルに関する技術協力の加速や使用済MOX燃料の再処理技術開発」に合意。
- ✓ 5月19（金）：電気事業連合会が発表
 - フランス・オラノで使用済MOX燃料を再処理する**実証研究を進める方針を公表**。
- ✓ 6月12日（月）：電気事業連合会が発表
 - 使用済MOX含む使用済燃料の**搬出量・搬出する電力会社などを公表**。
 - **関西電力から約200トン**（使用済MOX燃料10トン、使用済燃料190トン）の使用済燃料を**搬出**。
- ✓ 6月12日（月）：関西電力・森社長から杉本・福井県知事に報告
 - ① 実証研究のため、関西電力から使用済燃料200トン**を県外へ搬出する計画であること**
 - ② 2023年末を期限とする**中間貯蔵の計画地点確定は達成し、福井県との約束はひとまず果たすことができた**と考えていること

<実施体制>



5月3日原子力エネルギー分野における協力に関する日仏共同声明

日本の経済産業大臣及びフランスのエネルギー移行大臣は、原子力エネルギーが世界の安定供給の確保及びカーボンニュートラルの達成に大きく寄与することを確認する。日本とフランスは、1972年2月26日に東京で署名された協力協定で合意したとおり、世界の原子力安全の向上及び原子力の平和利用の促進の観点から、相互の原子力協力、共通の価値を有する第三国に対するそれぞれの支援を引き続き深化させていくことを確認する。

我々は、日本とフランスが原子力協力の歴史を通じて築いてきた原子力技術の財産と、将来原子力分野で活躍する若者を育成する機会の創出が、原子力利用における先進国として世界の期待に応えるために、両国の原子力技術、人材、産業基盤の維持・強化に不可欠であることを強調する。

この目標を達成するため、新たな協力の枠組みとして、両国政府の行動計画を設定する：

(1) 原子力エネルギー分野で特に重要な以下のテーマについて、研究開発の支援や資金調達を含む政策措置や協力に関する実務的な議論を加速させる。

a) 研究機関及び業界団体の協力の下、既設原子炉の安全な長期運転及び安全性向上のための協力を強化。連携分野としては、経年劣化や陳腐化の管理に資する研究開発プロジェクトや、より安全な長期運転のための人材育成支援が考えられる。

b) 最高レベルの安全性を伴う福島第一原子力発電所の廃炉のための、コンプライアンスに準拠した効率的な原子力発電所の廃炉。事故から得られた分析と教訓や廃炉に関する努力は、両国における原子力エネルギーの安全利用を向上させるからである。福島第一原子力発電所の廃炉に向けた産業協力を強化するため、政府間及び民間企業間の協力が求められる。

c) 原子炉部品や核燃料を含むサプライチェーンの維持・強化。必要に応じて新たな濃縮・転換能力も伴う。

d) 新規参入国における原子力エネルギー能力構築の強化のための協力。

e) 廃棄物を最小限に抑え、天然ウランの必要性を減少させる再処理政策の推進。

f) ウクライナを含む多国間の組織を通じた、原子力安全に関する国際協力を支援するための取組。

(2) **我々は、核燃料サイクルに関する技術協力の加速に向けて取り組む。** 研究機関及び民間企業は、**使用済MOX燃料の再処理を見通すための研究を続ける。**

(3) 日本とフランスは、革新的原子炉、大型軽水炉及び小型モジュール炉（SMR）を含む原子炉の開発や、それらの自国及び第三国への展開を検討する際に、共通の価値を有する国同士の間での強固な原子力サプライチェーンの構築の重要性を確認し、この点に関する両政府の政治的支援を強化する。

(4) 我々は、次世代の革新炉の開発に向けた研究開発協力を継続する。特に、ナトリウム冷却高速炉（SFR）については、日本とフランスの研究機関及び民間企業が協力を強化し、技術成熟度及び市場の期待を考慮した共通の利益に資する形で、新技術及び設計開発の機会を検討する。

5月19日電気事業連合会発表:使用済MOX燃料の再処理実証研究について

電力9社（除く沖縄電力）と日本原子力発電、電源開発の電力11社（以下、「原子力事業者」とする。）は、本日、使用済MOX燃料の再処理技術の早期確立を目指し、仏国にて、**使用済MOX燃料に関する再処理実証研究の実施に向けた取り組みを進めることとしました**ので、お知らせします。

原子力発電を利用していくためには、原子燃料サイクルの方針に基づいて、使用済燃料を安全かつ確実に処理・処分することが極めて重要な課題です。また、使用済MOX燃料については、プルサーマルを実施している国内の原子力発電所において取り出しが行われており、使用済MOX燃料の再処理技術について、早期に確立することが必要です。

使用済MOX燃料の再処理は、国内外で実績があり、技術的に可能ですが、実用化に至るまでには、その特性を踏まえた再処理プロセスの技術確立が必要です。

このため、第6次エネルギー基本計画において、2030年代後半の技術確立を目途に研究開発に取り組むこととされており、国において基盤研究が実施されています。

これに加え、4月28日に決定された「今後の原子力政策の方向性と行動指針」においても、使用済MOX燃料の再処理技術の早期確立に向けた研究開発の加速、とりわけ、官民連携による国際協力の推進等が示されました。

5月3日には、西村経済産業大臣と仏国のパニエ＝リュナシエ・エネルギー移行大臣との間で、使用済MOX燃料の再処理について技術協力が合意されました。

こうした状況を踏まえ、**原子力事業者は、使用済MOX燃料を商業用プラントで再処理した実績を有するオラノ社と再処理実証研究の実施に向けた取り組みを進めることとしました**。本研究により、使用済MOX燃料の性状や再処理設備への影響等、使用済MOX燃料の再処理の実用化に向けて必要な技術的知見を得るとともに、国内の原子力発電所で使用しているMOX燃料が商業用プラントで再処理可能であることを実証するなど、原子力事業者として、**将来の日本の再処理技術確立に大きく寄与する**ものと考えています。

実施体制については、日本原燃、日本原子力研究開発機構、使用済燃料再処理機構およびオラノ社と連携して研究を進めることを検討しており、詳細については決まり次第お知らせします。

我が国のエネルギー自給率向上、電力の安定供給確保、カーボンニュートラルの実現に不可欠である中長期的な原子力の活用に向け、私どもとしても、引き続き、原子燃料サイクルの確立に取り組んでまいります。

6月12日電気事業連合会発表:使用済MOX燃料の再処理実証研究の計画について

電力9社（除く沖縄電力）と日本原子力発電、電源開発の電力11社（以下、「原子力事業者」とする。）は、使用済MOX燃料の再処理技術の早期確立を目指し、仏国にて、使用済MOX燃料に関する再処理実証研究の実施に向けた取組みを進めることとしております（5/19 お知らせ済）。

本日開催された、使用済燃料再処理機構（以下、「再処理機構」とする。）の運営委員会にて、原子力事業者が再処理実証研究の実施に向けた取組みを進める方針と実証研究の計画について、了承が得られたことから、実施体制等について、以下の通りお知らせします。

1. 実施体制

研究については、原子力事業者が実施主体となり、関連技術を保有している日本原燃および日本原子力研究開発機構に委託するとともに、再処理実務を行う仏国オラノ社に再委託する方針です。

再処理等については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理等拠出金法）に基づき、再処理機構が仏国オラノ社等への委託を担う方針です。

2. 対象数量

使用済MOX燃料の性状や再処理設備への影響等、使用済MOX燃料の再処理の実用化に向けて必要な技術的知見を得るとともに、国内の原子力発電所で使用しているMOX燃料が商業用プラントで再処理可能であることを実証するために必要な数量として、**約200トンの使用済燃料※を関西電力より搬出する計画です。**※実証研究において、使用済MOX燃料(約10トン)と使用済ウラン燃料(約190トン)を混合して再処理することとしている。

3. スケジュール

今年度より準備を開始し、2020年代後半に再処理実証に供する使用済MOX燃料および使用済ウラン燃料を仏国に輸送し、2030年代初頭に再処理実証研究を行う計画です。

我が国のエネルギー自給率向上、電力の安定供給確保、カーボンニュートラルの実現に不可欠である中長期的な原子力の活用に向け、私どもとしても、本実証研究を通じて、原子燃料サイクルの確立に取り組んでまいります。

6月12日関西電力発表:当社の使用済燃料の搬出等に係る福井県への報告について

当社は、本日、使用済MOX燃料再処理実証研究に伴う当社の使用済燃料の搬出等について、**福井県に報告**しました。概要は以下の通りです。

- ・本日、電気事業連合会が使用済MOX燃料の再処理実証研究の計画を公表し、再処理される使用済燃料、**約200トンは当社の原子力発電所から仏国へ搬出**することとなった。
- ・当社は、2020年代後半の仏国への使用済燃料搬出に向けて、輸送容器の手配や輸送実施の調整等の準備を着実に進め、本研究における役割をしっかりと果たしていく。
- ・この度の使用済燃料の搬出は、当社の原子力発電所に貯蔵されている**使用済燃料が福井県外に搬出される**という意味で、**中間貯蔵と同等の意義**がある。この搬出の決定によって、「2023年末を最終の期限として取り組む」としていた**福井県外における中間貯蔵の計画地点の確定は達成**され、2021年2月に**福井県知事にご報告した約束は、ひとまず果たされた**と考えている。
- ・福井県外における中間貯蔵について、「**2030年頃に2千トン規模で操業開始する**」としている操業規模は、使用済燃料対策推進計画策定時の**想定よりも使用済燃料の発生量が減少**していることや、六ヶ所再処理施設の稼働状況等も考慮し、今後、**必要に応じて適切な規模に見直していく**。
- ・当社は、原子力発電所の将来の安定運転に必要な使用済燃料の搬出容量を確保するため、引き続き、**あらゆる可能性を追求して最大限取り組む**とともに、原子力発電所の安全・安定運転に努めていく。

6/12（月）杉本知事と関電・森社長のやりとり

<関電・森社長>

- ・2020年代後半に使用済MOX燃料および使用済ウラン燃料をフランスに搬出し、2030年代初頭にフランスの商業用プラントで使用済 MOX燃料の再処理を実施する予定であり、本研究において再処理される**使用済MOX燃料約10トンおよび使用済ウラン燃料約 190トン、合計約200トンの搬出は、関西電力が実施**する。
- ・これは、関西電力の原子力発電所に貯蔵されている**使用済燃料が福井県外に搬出される**という意味で、**中間貯蔵と同等の意義**があるため、この搬出の決定によって、**「2023年末を最終の期限として取り組む」としていた計画地点の確定は達成**され、**福井県との約束 はひとまず果たされた**と考えている。
- ・2030年頃の中間貯蔵施設の操業規模については、原子力発電所**9基体制のもと「2,000トン規模での操業開始」としたが、現在 は7基体制**であり、六ヶ所再処理施設の稼働状況等も考慮し、**今後、必要に応じて適切な規模に見直していく**。
- ・発電所の将来の安定運転に必要な使用済燃料の搬出容量を確保するため、引き続き、**あらゆる可能性を追求して最大限取り組む**。

<杉本知事>

- ・関西電力の考えについては承知したが、**福井県としても内容を十分に精査**していく。**国の考え方や評価を確認し、立地市町や県議会の意見**も伺った上で、**福井県として総合的に判断**していく。

6/19（月）西村経済産業大臣と杉本福井県知事の会談結果

<杉本福井県知事>

使用済燃料の中間貯蔵施設への主体的な対応について。先般関西電力から、使用済MOX燃料の再処理実証研究に伴い、県内に貯蔵されている使用済燃料の一部をフランスへ搬出することが報告された。これについて政策当事者の国としての考え方については、先般大臣の方からも発言をいただいた。ご案内の通り関西電力は、**「中間貯蔵と同等の意義があり、計画地点の確定は達成された」という考え方**だが、この点について、**大臣の方から国の考え方、国の評価についてお聞かせいただきたい**。その上で、**使用済燃料の中間貯蔵施設の確定については、今年の末までに計画地点の確定に向けて、国が主体となって引き続き対応**いただきたい。

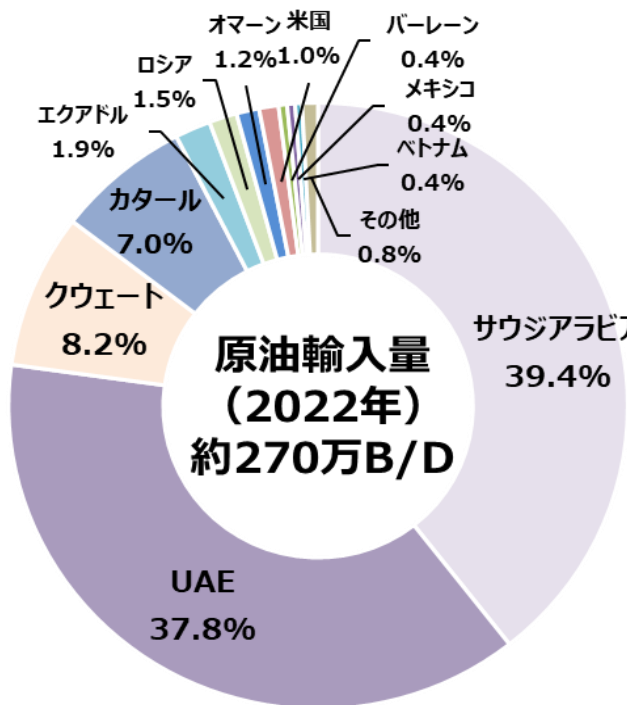
<西村経済産業大臣>

関西電力が使用済燃料を福井県外に搬出する方針を示したことは、報告を受けている。**関西電力が福井県にした約束を実現する上で、重要な意義がある**と考えている。最終的には福井県にご理解をいただく必要があるが、今回の対応は、**使用済燃料の県外搬出という意味で、中間貯蔵と同等の意義**があり、**中間貯蔵に係る計画地点の確定は果たされたと評価できる**ものと認識している。今後、**国の考えもしっかりと説明するなど、丁寧に対応**していく。また、関西電力は、今回の200トンの県外搬出にとどまらず、使用済燃料の搬出容量を確保するため、引き続き、**あらゆる可能性を追求していく方針**と承知している。経済産業省としても、引き続き、**前面に立って主体的に対応し、関係者の理解の確保等に事業者とともに最善を尽くしていく**。

参考

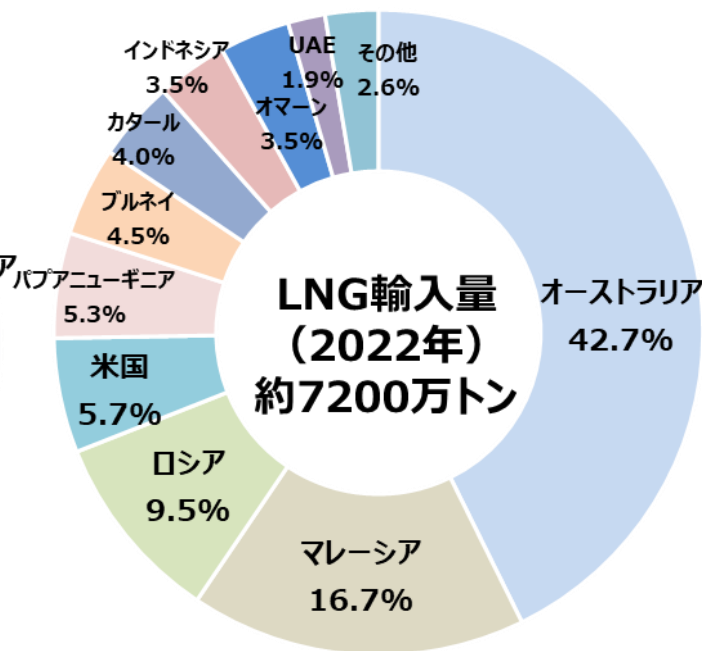
日本の化石燃料の輸入先（2022年速報値）

原油輸入先・量



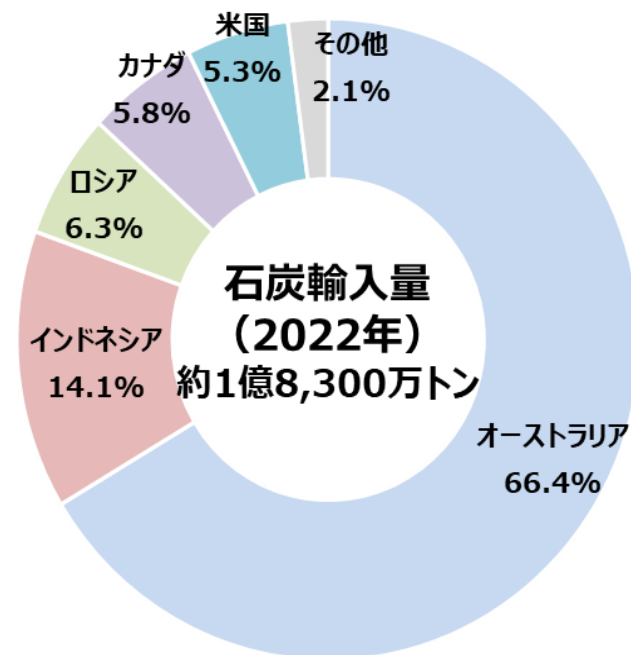
中東依存度 : 94.1%
 ロシア依存度 : 1.5%
海外依存度 : 99.7%

LNG輸入先・量



中東依存度 : 9.4%
 ロシア依存度 : 9.5%
海外依存度 : 97.8%

石炭輸入先・量



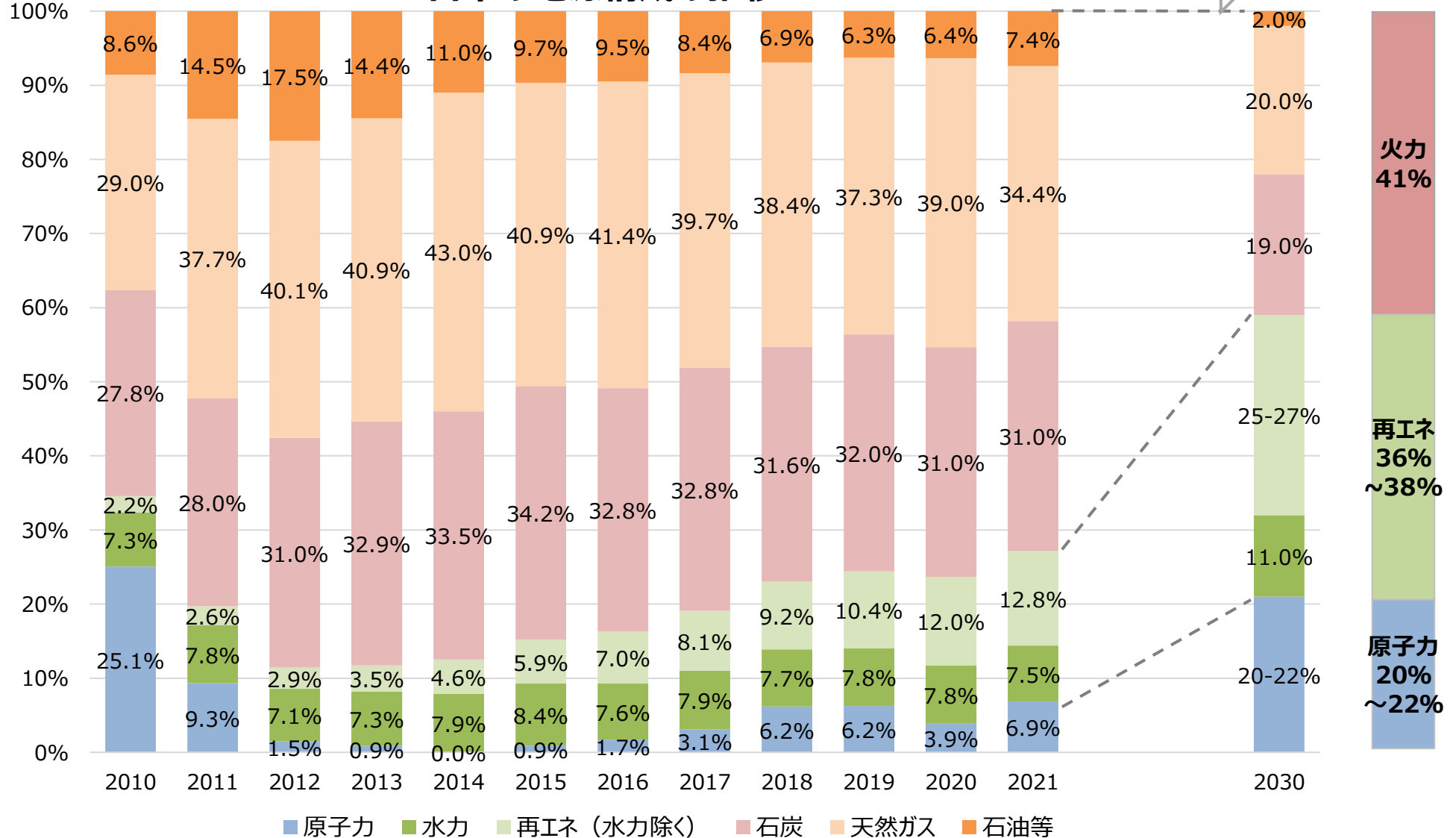
中東依存度 : 0%
 ロシア依存度 : 6.3%
海外依存度 : 99.7%

エネルギー政策の方向性

脱炭素電源への転換がカギ

日本の電源構成の推移

2030年度目標



(出典) 総合エネルギー統計を基に資源エネルギー庁作成

各国の電源構成の比較

